地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、被災地の復興、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大していることに加え、人口減少問題への対応など、新たな政策課題に直面しており、こうした課題に適切に対応していくためには、地域の財政需要を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び一般財源を確保することが極めて重要です。

地方自治体が、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もり、国と地方自治体の十分な協議を保証した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定する必要があります。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、平成30年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 社会保障、環境対策、災害対策、地方交通対策、人口減少対策など、 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、地方の安 定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」による算定により地方 自治体の行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税の財源保障機 能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提にす るとともに、人口規模の違いなど地域の実情を踏まえたものとするこ と。
- 4 災害時においても住民に命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行 財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を 引き続き検討すること。

- 5 地域間の財政偏在化の是正のため、引き続き税源の偏在が小さく税 収が安定的な地方税体系の構築に取り組むとともに、各種税制の廃止、 減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財 源を確保すること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと 創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっ ていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置 について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、 社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り 替えること。
- 7 地方交付税の財政調整機能の強化を図るため、留保財源率を見直すこと。また、人口減少が地域間のさらなる財源力格差の拡大を招かないよう、地方交付税の算定方法について、面積的要素の拡充や、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月16日

北海道中川郡美深町議会議長 倉兼 政彦

殿

殿

提出先

衆議院議長 大島 理森 殿 山崎 正昭 参議院議長 殿 内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 麻生 太郎 財務大臣 殿 総務大臣 高市 早苗 殿 経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿 内閣官房長官 菅 義 偉 殿 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)石原 伸晃

内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革) 山本 幸三